

「IZUMI ゼロカーボン」ロゴマークデザイン募集要綱

1. 主旨・目的

本市は2050年ゼロカーボン実現に向けた施策の一環として、市民及び市内事業者等から、ゼロカーボン実現に向けた取組を自由に、自主的に宣言いただく「IZUMI ゼロカーボン宣言」を実施しています。

こうした中で、市域全体の脱炭素化を推進する啓発活動のシンボルとなる「ロゴマーク」のデザインを募集します。

なお、本ロゴマークは「IZUMI ゼロカーボン宣言」をされた方への啓発品等に活用します。

2. 募集内容

(1) ロゴマークのデザインの条件

- ①2050年を目途に市内の二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ」を象徴するものであり、かつ、イメージが分かりやすく伝わるもの。
- ②「和泉」「いずみ」「IZUMI」等、本市の地名が使われていること。
- ③「和泉市」がイメージでき、ゼロカーボンが印象に残る魅力的なデザインであること。
- ④フラッグ・チラシ・ポスターへの掲載、和泉市公式ウェブサイト、市民・民間企業での活用など、様々なシーンで使用しやすいものであること。
- ⑤見た人がゼロカーボンに取組みたくなるデザインであること。
- ⑥ロゴマーク使用者がゼロカーボンに取り組んでいることが伝わるデザインであること。
- ⑦フルカラー・単色・白黒での使用や、拡大縮小により、ロゴマークのイメージが損なわれないこと。

(2) 応募資格

日本国内にお住まいの方で本募集要領に承諾いただける方（年齢を問わない）

(3) 募集期間

令和8年5月1日（金）から令和8年5月29日（金）（必着）

(4) 応募方法

①応募フォームの場合

下記よりご応募ください。



応募フォーム（QRコード）

URL : <https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/sangyoubu/hozenka/osirase/23250.html>

応募作品のデータと応募必要事項を応募募集フォームで提出してください。

- ・ 応募作品は画像ファイル又は PDF データで提出すること。
- ・ 応募作品は 10MB 以内とし、印刷した場合 A4 に収まること。

(5) 応募作品について

- ①応募者が独自にデザインした未発表の作品であり、第三者の著作権・商標権、その他の権利を害していないこと。
- ②AI（人工知能）によって生成されたデザインではないこと。
- ③提出後、審査が終了するまでデザインを修正することはできません。
- ④採用された場合、Adobe Illustrator データ（ai）で作成した AI 形式でデザイン原本を送付すること。

3. 選考方法（予定）

(1) 一次審査

応募者の提案内容を環境政策室で審査し、5点程度を選出します。

※選考経過のお問い合わせについては対応しかねますのでご了承ください。

(2) 二次審査

一次審査で選出された作品を対象に、和泉市民等による投票を実施し、得票数が最も多かった作品を採用します。

※投票は6月上旬から6月中旬にかけて、電子フォームにて実施予定

4. 結果発表の公表

審査終了後、採用者に直接通知します。

また、和泉市のホームページ等で発表します。

なお、不採用者への通知は行いません。

※万が一、受賞者本人にご連絡がつかない場合は、無効になる場合があります。

5. 賞品

JCB ギフトカードカード2万円分（採用作品の応募者）

6. 注意事項

応募者は、次の各事項について承諾の上で、作品の応募をお願いします。

(1) 応募作品の知的財産権等について

- ①応募者は、応募作品が採用された場合、当該作品に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）、商標権、意匠権、その他の知的財産権、所有権等一切の権利を和泉市に無償で譲渡する。また、当該作品に関する著作者人格権その他一切の人格権を和泉市およびその指定する者に対して行使しない。

- ②応募作品に関する知的財産権その他の一切の権利の全部または一部について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、もしくは担保に供する等の処分をし、または出願・登録手続等を行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがある。
- ③全ての応募作品について、和泉市は、広報・記録等を目的とした印刷物、Web、展示会等において無償でこれを使用できるものとする。
- ④応募者は、第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれがないこと、および既に他の地域で採用されたものに類似のものではないことを確約する。それらの違反があった場合には、応募者が自らの負担と責任において一切を処理すること。なお、必要に応じて、制作過程に関する情報や制作段階におけるスケッチ等の関連資料を確認する場合がある。

(2) 個人情報の取扱いについて

応募者の個人情報の取扱いについては、作品の審査および発表の範囲内においてのみ利用し、本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはない。

ただし、採用者については、選定された作品とともに氏名、住所（市町村名まで）、職業（又は学校名・学年）、作品の説明などを、報道や和泉市のホームページ等で発表することがある。

(3) 採用作品の修正について

採用作品の使用にあたっては、原案を尊重しながら、補正・修正および文字の付加、あるいはほかの書体等との組み合わせなど、ロゴマークの修正をお願いし、完成版とすることがある。なお、補修等についての同意が得られない場合、決定後であっても、採用決定を無効とすることがある。

(4) 採用作品の制作者について

採用作品の制作者には、和泉市の「IZUMI ゼロカーボン宣言」に関する広報活動等への協力をお願いすることがある。

(5) その他留意事項

- ①応募に要する費用はすべて応募者の負担とする。また、和泉市は応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害については責任を負わない。何らかの障害、事故等でデータファイルが開けない、郵送物が届かない等の問題が発生した場合についても、和泉市は責任を負わない。
- ②和泉市は、応募作品の管理に万全の注意を払うが、天災その他の不慮の事故等に基づく破損、紛失等について責任を負えない場合があるので、応募作品に係るデータ等のバックアップは各自で対応すること。
- ③未成年者の方は、応募にあたり、親権者等の法定代理人の同意を得た上で応募すること。採用作品の決定にあたっては、著作権等の権利譲渡や賞金授受等に関して改めて親権者等の法定代理人の同意書が必要になる。
- ④グループでの応募の場合、応募作品の創作に関わった方全員が、本要項を承諾の上、全員の氏名を添えて応募するものとする。応募時に記載したメンバー以外の方が創作に関わったことや、メンバーの一部が募集要項に承諾していないことが判明したときは、応募を無効とすることがある。

ある。

- ⑤本要項の内容（スケジュール、注意事項等）については、和泉市の判断により変更または追加することがある。その場合は、それまでに既に応募した方で、これに同意できない方は、その応募を撤回することができるが、応募に要した費用その他損失・損害等の負担について、和泉市は責任を負わない。
- ⑥本要項に取り決めのない事項については、和泉市の判断により決定する。

附 則

この訓令は、令和8年5月1日から施行する。